# 気候変動長期戦略に関するOECCの提言

パリ協定が発効し、2050年及びそれ以降の低炭素社会に向けた長期戦略の策定が各国に求められています。我が国においては、現在長期温室効果ガス低排出発展戦略のあり方についての検討が進められていますが、OECCは検討に資することを目的として下記のとおり提言を発表しました。



# 気候変動長期戦略について (提言)

2016年11月29日

(一社)海外環境協力センター(OECC) 理事長 竹本和彦

昨年開催されたCOP21において、気候変動対策に包括的に取組んでいくための新たな国際的枠組として「パリ協定」が採択され、2016年11月4日に発効し、同月「パリ協定」締結日会議がマラケシュにおいて開催された。「パリ協定」の中で緩和策に着目して特筆すべき点は次のとおり整理される。

- 1. 全ての国が温室効果が λ排出削減努力に参加することに合意した。
- 2. 世界共通の長期目標として、産業革命前からの地球平均気温上昇を $2^{\circ}$ とり十分下方に保持するとともに、 $1.5^{\circ}$ に 抑える努力を追及する。
- 3. この長期目標の達成に向け各国は、約束削減目標(Nationally Determined Contribution: NDC)を策定し、5年ごとに見直し前進させる。
- 4. 今世紀後半に温室効果がスの排出と吸収のバランスを達成するため、急速な削減に取組む。
- 5. 全ての国において長期の温室効果ガス低排出発展 (開発) 戦略 (Long-term low greenhouse gas emission development strategy)を策定することを招請する。

我が国では、約束草案で2030年度に26%削減(2013年比)を掲げるとともに、「地球温暖化対策計画」(閣議決定、2016年5月)において長期目標として2050年までに80%の温室効果が7排出削減を目指すこととしている。

我が国においては、11月8日「パリ協定」を締結し、現在2050年以降の長期目標達成に向けて、長期温室効果がス低排出発展戦略(以下「長期戦略」)のあり方についての検討が進められているところである。この長期戦略の策定は、我が国における気候変動対策の将来を展望していく上で極めて重要な局面となると考える。

OECCは従来より、途上国に対する環境協力を進めるとともに、近年では、約束草案 (INDC)、「二国間クレジット制度」 (JCM) やコベネフィット・アプローチを軸として、気候変動分野の政策形成や計画策定、環境・低炭素技術の展開等の各分野において積極的に関与してきており、こうした実績や知見を踏まえ、長期戦略の策定に向け下記のとおり提言するものである。

### 提言

## 1. 経済・社会システム変革の必要性:

「パリ協定」に基づく長期目標の達成は、既存の対策の単純な延長のみでは到底不可能であり、経済・社会システム、ライフスタイルを含めた社会構造そのものを脱炭素化の方向に変革していくことが不可欠である。また温室効果ガス削減努力は、全ての人間活動に関連していることから、あらゆる政策を通じ削減努力が社会全体に浸透されるような制度構築が求められる。こうした全ての取組が結集され、努力の結果が定期的に検証され、更なる政策の見直し・改善に反映される仕組がビルトインされることが不可欠である。

### 2. 低炭素市場の創設:

抜本的な経済・社会システムの変革にあたっては、技術のイ/バーションに加え、低炭素市場の創設に向けたカーボン・プライシング(炭素税、賦課金、排出量取引など)に代表される革新的政策措置の導入が不可欠である。また再生可能エネルギーによる供給比率の大幅な拡大が可能となる施策の推進により、社会構造の低炭素化を一層加速していくことが重要である。こうした取組は地方創生の推進にも貢献できるものである。なお投資分析・決定にあたり環境(E)、社会責任(S)、ガバナンス(G)を反映する「国連責任投資原則」(PRI)への参加が世界的に拡大していることや金融安定理事会(FSB)気候関連財務ディスクロージャー・タースクフォース(TCFD)が企業の有意義な情報開示に向けて活動していることは、上述の動向を一層加速するうえで注目に値する。

#### 3. 多様なステークホルダーの参加:

気候変動対策の実効ある実施にあたっては、市民団体や企業、地方自治体などのステークホルダーの役割が益々重要となっており、それぞれの特色を活かした脱炭素社会づくりへの仕組を構築することが必要である。また先進的な取組を展開する市民団体や企業、地方自治体における知見が政策決定プロセスに反映される仕組が確保されることが極めて重要である。

### 4. 国際協力の更なる推進:

「パリ協定」の着実な実施にあたっては、排出量が増大している新興国やその他の途上国における排出削減・抑制が不可欠であり、低・脱炭素社会への転換を誘導していく必要がある。このため我が国が推進してきた「二国間クレジット制度」 (JCM)の深化を図っていくとともに、途上国との環境協力の実績を踏まえ、各国の持続可能な開発に結びつく国際協力の展開を通して我が国としてのリーダーシップを一層発揮していくことが必要である。(了)